

(目的)

第1条 この条例は、生活の安全を守るための区民の自主的活動を推進すること等により、犯罪の防止及び良好な生活環境の形成を図り、もって安全で明るい街づくりに寄与することを目的とする。

(平14条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 豊島区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住又は滞在する者(通過する者を含む。)をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動(路上においてビラ等を配布する行為を含む。)を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物占有者等 区内に所在する土地又は建物を占有又は管理する者をいう。

(平20条例40・平23条例25・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 区民等の生活安全意識の啓発
 - (2) 区民等、事業者、土地建物占有者等、ボランティア、民間非営利組織及び区内の公共的団体による生活安全の確保に寄与する自主的活動(以下「生活安全活動」という。)に対する支援
 - (3) 建物に係る安全な環境の整備に関する指導
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に関する情報提供を業とする事業所(以下「風俗案内所」という。)に係る清浄な風俗環境の整備
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署等関係行政機関、防犯関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

(平18条例13・平20条例40・平23条例25・平27条例10・一部改正)

(区民等の責務)

第4条 区民等は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する前条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(平20条例40・平23条例25・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が安全に行われる環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 事業者は、生活安全を阻害するおそれのある勧誘及び宣伝活動を自粛しなければならない。

3 事業者は、区が実施する第3条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(平20条例40・平23条例25・一部改正)

(土地建物占有者等の責務)

第6条 土地建物占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

2 土地建物占有者等は、区が実施する第3条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(指導)

第7条 区長は、共同住宅、物品販売業を営む店舗又はホテルその他の不特定かつ多数の者が利用する建物について建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認申請等をしようとする建築主に対し、あらかじめ、防犯カメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、当該建物の所在地を管轄区域とする警察署と協議するよう指導するものとする。

(平20条例40・旧第7条繰下、平23条例25・旧第8条繰上)

(公営競技の場外券売場設置者の責務)

第8条 次の各号に掲げる施設(以下「場外券売場」という。)を区内に設置しようとする者(以下「設置者」という。)は、区民の良好な生活環境の形成に寄与するよう努めなければならない。

- (1) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第5条第3項に規定する場外車券売場
- (2) 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第8条第3項に規定する場外車券売場
- (3) 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第2条第1項に規定する場外設備
- (4) モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第5条第3項に規定する場外発売場

2 設置者は、区内に場外券売場を設置しようとするときは、場外券売場の設置が区民の生活環境に及ぼす影響について、区民に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 設置者は、前項の規定に基づく区民の理解が得られるまでは、場外券売場を設置してはならない。

(平14条例20・追加、平20条例40・旧第8条繰下・一部改正、平23条例25・旧第9条繰上)

(風俗案内所を営む者の責務)

第9条 風俗案内所を営む者は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、建築基準法その他営業に係る法令等に定める許可を受けるほか、清浄な風俗環境を保持しなければならない。

(平18条例13・追加、平20条例40・旧第9条繰下、平23条例25・旧第10条繰上)

(協議会)

第10条 区に豊島区生活安全協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区民の生活安全に関する問題の現状把握に努め、生活安全に関する事項について協議する。

(平14条例20・旧第8条繰下、平18条例13・旧第9条繰下、平20条例40・旧第10条繰下、平23条例25・旧第11条繰上)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(平14条例20・旧第9条繰下、平18条例13・旧第10条繰下、平20条例40・旧第11条繰下、平27条例10・旧第12条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第13号)

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第40号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行前の豊島区生活安全条例第11条第2項の規定により定められた迷惑行為防止重点地区は、第7条第1項で定める迷惑行為防止重点地区とみなす。